

承認第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専  
決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月16日 提出

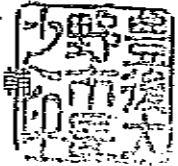
豊後大野市長 橋本祐輔

専 決 処 分 書

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

豊後大野市長 橋 本 祐



行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する  
条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成 28 年豊後大野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成 28 年 4 月 1 日以後に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 411 条第 2 項の規定による公示若しくは同法第 419 条第 3 項の規定による公示(同法第 420 条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付)又は同法第 417 条第 1 項後段の規定による通知(以下この項において「公示等」という。)がされる場合」に、「平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以後である申出を除く。)」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。